

## 強固な黒人奴隷制の構築過程（上）

—— アメリカにおける人種主義の一起源 ——

森 田 英 之

### はじめに

民主主義・自由主義が一般民衆の間に実現して久しいと喧伝されていた20世紀に至っても、徹底した人種主義に基づく強固な少数独裁体制が、アメリカ南部に、それも大規模かつ広範に存続していた。つまりこの地に、植民地建設が本格化した17世紀末までにほぼ確立された人種主義的寡頭体制が、その時点以来、それも1960年代に至るまで、実に2世紀半以上にわたって持続されていたのである。

この体制は南北戦争によっても破壊されず、むしろその後強化され、アメリカの歴史の形成に重大な痕跡を残すことになった。そればかりでなく、人種問題は21世紀の今日においても残存する未解決な貧困・人種間の軋轢といった問題のみならず、この国の国内政治さらには外交姿勢にも、無視・または考察を避けて通ることのできない厳然たる意味を持ち続けてきているといえよう。

なぜ今日に至るまで強固な人種主義が、合衆国において存続してきたのか。アメリカ史のこのセントラル・イッシュに関しては、アメリカにおいてはもとより、日本でも多くの研究がなされてきている。この小論では、まず英領西インド、及びアメリカ南部植民地時代の奴隷制創生の過程に関するこれまでなされた研究成果、とりわけ西出敬一氏の一貫した研究の成果に依拠しつつ、主として事実関係の整理に焦点を絞り、執拗で長期化してきたアメリカの人種主義の起源について考えることにしたい。

## 1 西インド植民地と黒人奴隷制の確立

日・米のアメリカ史の概説書においては、通常、黒人奴隷制は、アメリカ植民地において17世紀末に確立し漸次発展したという前提で、この問題の記述がなされてきている観がある。しかし黒人奴隷制は、それが北アメリカに一般化する前に、すでに西インドで確立していた。つまり西出氏が指摘するように、黒人奴隷制はまず西インドで成立し、それが数十年後アメリカ植民地に普及していったというのがこの問題の実相であると言えよう。

このように西インドで奴隷制の原型が形成され、それが北アメリカに取り入れられたのであった。つまり合衆国プランテーション黒人奴隷制の形成は、カリブのそれを模範としていたのである（西出「ヴァージニア黒人奴隷制」p. 162）。

ところで、そもそも新大陸における英領植民地の開始は、華やいだ生活を楽しむ英仏の宮廷関係者を核とする西欧上層階級に向けたタバコ貿易の、ヴァージニアにおける成功に、端を発していた。1607年に始まるこのヴァージニアでのタバコ貿易の成功が、重商主義を国家政策として推進しようと模索していたイギリス人に、西インド殖民を動機づけたといえる。したがって英領西インド殖民もタバコ栽培を目指していた。そしてバルバドス殖民を含む西インド殖民も、1620年代にタバコの生産で成功する。

ところが英領西インドのタバコは、ヴァージニアのそれに比べ品質が劣り、色も悪く、ヨーロッパの消費者に不評であった。しかしタバコに代わる有望商品作物を見出せぬまま、西インド植民者たちは1640年頃まで、質素な生活を強いられていた。40年代に入りこの状況は一変することになった。ヨーロッパでタバコ等に継いで砂糖消費のブームが起きたのである。

英・仏は西インド諸島で砂糖生産に乗り出すことになった。その結果1650年頃から西インドでは砂糖のモノカルチャー化、大プランテーション化が起き、それに伴い奴隷人口が急増し、白人人口が激減することになった。重労働を要する砂糖生産は、奴隷の強制労働を必要としたからであった。この事態は西イ

インド社会に革命的な変化をもたらした（「砂糖革命」）（西出「西インド奴隷制社会」 pp.43～45）。この結果ヴァージニアに先んじて、西インドで黒人奴隷制が形成されることとなった。

カリブとアメリカ南部では、当然両地域の自然条件もそれに伴う社会的条件も相違していたと想定できる。とりわけ前者での成功・失敗の体験は、後者で十分に吟味され、必要な対策が採られ一層堅固なものにされていったと考えられる。それゆえこの小論では両地域の奴隷制プランテーションの間にどのような構造的な相違があるかを比較検討し、アメリカ南部の奴隷制の特性、およびそれと密接に関連していると想定できる人種差別の実態を考察することにした。

## 2 北アメリカにおける英領植民地ヴァージニア

もちろん現代のアメリカにおける人種主義を奴隷制度によってのみで、全て説明できるとはいえないであろう。しかし西インド英領植民地における砂糖生産プランテーションが確立する時点で、すでに人種による徹底した差別・社会的区別が基本とされてきていた。

北アメリカ南部に先立って形成された西インドにおける黒人奴隷制の実態は、どのようなものであっただろうか。まず両地域における黒人奴隷制プランテーションの形成過程を見ることにしたい。

ヨーロッパでいち早く絶対主義国家を確立したスペインとポルトガルは、富の獲得を目指し海外膨張政策を推進した。1540年ポルトガルはブラジルのペルナンブコで、砂糖生産に成功、巨大な黒人奴隷制植民地を建設した。同様にスペインは1606年にキューバにカリブ最大の黒人奴隷制植民地をつくった。

両国に半世紀以上も遅れて海外進出をはじめたイギリスは、西インドで大小の島嶼を取得していった。これらの英領島嶼でも黒人奴隷が導入され、主として砂糖生産に従事させられた。その中でもバルバドスは先端的な役割をしている。

イギリスはスペイン人によって放置されていたカリブの孤島バルバドスを、1625年領有した。バルバドスに関する数少ない先行研究として、西出敬一氏の「西インド奴隷制社会の成立」(上)(下)がある。

1640年ころより本格的な砂糖生産をはじめたバルバドスは、本国での内乱で敗北した数百人の王党派の亡命先になる。バルバドス植民地議会でも王党派が主導権を握った(西出「西インド奴隷制社会」p.48)。そして、バルバドスは30年後には英領では最大の生産を誇る黒人奴隷制プランテーション植民地となった。同島では黒人人口が白人のそれを圧倒したこともあり、1660年後半からは同じ英領のジャマイカへ一部奴隷を移した。ここでも黒人人口は白人の2倍以上になった。かくして17世紀後半から英領カリブ海では、砂糖プランテーション黒人奴隷制が著しく発展した。これは英領カリブ諸島において、ヴァージニア・メリーランドに数十年先立って、黒人奴隷制プランテーションが発展していたことになる。

北アメリカ最初の英領植民地として、バルバドスに先んじて、1607年創設されたヴァージニアにおいては、基幹作物であったタバコ生産の主要労働力は、その後70年以上にわたって白人奉公人によってまかなわれていた。バルバドスとは対照的に1660年代に年季奉公人の輸入が増大してゆく(西出「ヴァージニア」p.168)。

しかしヨーロッパにおける戦乱の影響もあり、1680年以降ヴァージニアへの彼らの流入は減少し始め、それを補うための黒人奴隷が輸入されはじめた。さらに大きな問題は中小土地所有者・黒人・白人年季奉公人の混成部隊が、支配的なプランターまたこれと一体化した植民地総督に対し反乱を起こしたベーコンの乱が、1676年に起こったことであった。この乱を鎮圧したプランターは、主要労働力を年季奉公人からしだいに奴隷のそれに切り替えていった(バーリン p.96)。

また王政が復古した1660年以降イギリスは植民帝国を形成してゆくが、同年発せられた航海条例にはじまる一連の重商主義政策はヴァージニアにも決定的な影響を及ぼし、その点からもプランターは豊富な処女地の開発と経済効率の

高い奴隷の使用に追い込まれることになった（西出「ヴァージニア」p.142）。ヴァージニアにおいて1680年代から本格化する黒人奴隷の流入は、このような状況の展開が底流にあったといえよう。両地域の黒人奴隷制プランテーションの成立期を比較すると、英領カリブ海諸島が1670年代から1720年代であったのに対し、タバコ生産の植民地であったヴァージニア、メリーランド、それに米を生産するカロライナなどの合衆国南部で1690年代から黒人奴隷が増加し始めるが、それが支配的労働力となってプランテーション奴隷制が確立するのは、それより半世紀近く遅れた1720年代であった。すでに見たように明らかに英領カリブ海が、黒人奴隷制の先進地域であった（西出「ヴァージニア」p.175）。

本国イギリスでは1660年王政復古がなり、1661年から18年間続く騎士（キャヴァリア）議会は、革命中の国王派のなぐれをくむ者たちが多数を占め、重商主義政策を強化していった（『西洋の歴史－近現代編－』p.55）。

### 3 バルバドスにおける奴隷制

17世紀から18世紀にかけて、西インド植民地はイギリス重商主義を支える最重要拠点となってゆくが、いずれの植民地においても奴隷所有者にとって、奴隷の反抗と逃亡は、奴隷制度の根幹を切り崩す忌々しい事態であった。それゆえこれら植民地のプランテーション経営者にとって奴隷の抵抗・逃亡は、あらゆる手段を講じて、阻止すべき重大な課題であった。1660年代にタバコや綿花を抜いて首座をしめることになった砂糖の生産にたずさわる奴隷の労働は、過酷さを増していったからである。

このような状況の中、バルバドス植民地議会は1661年英領カリブ海における最初の包括的な奴隷法を制定した。これはその後広く英領西インド植民地の奴隷法の模範となったばかりでなく、北アメリカ英領植民地の奴隷法の原型ともなっていく（西出「西インド奴隷制社会」p.128）ので、その歴史的意味は重要であるといえよう。以下この奴隷法の内容と特徴を西出敬一、池本幸三両氏の研究成果を参考に考察することにした。

1661年植民地議会で制定されたバルバドス奴隷法は、まずなによりも治安立法の性格を帯びるものであった。黒人奴隷人口が白人のそれを圧倒的に凌駕してきたバルバドスでは、奴隷の反抗・反乱を極度に警戒するプランター達が、対黒人専門の警察立法を切望したのである。奴隷(黒人)の反乱は、プランターとその家族(白人)の生命を危険に晒すものであったし、奴隷の逃亡は、文字通り財産(奴隷)を喪失することであった。社会的不安を抱いた白人支配層は、他植民地に先駆け、包括的な治安奴隷法を制定したのである。法の主な規定は以下のようであった。

奴隷監督は、奴隷小屋を厳しく監視し、月2回は盗品・棒切れ等の隠匿物を捜索すべし

奴隷監督は、奴隷に日曜日を除く週6日間は働かすべし

奴隷は、主人が帰宅時間を記した証明書を持たせた者以外、日曜日にプランテーションを出てはならない

証明書無しで外出する奴隷を発見した人は、その奴隷を鞭打ってもよい

逃亡奴隷を捕らえたニグロは、新品の衣服一式が与えられ、その功績が判るように、服の左腕に赤い十字の勲章をつけてもらえる(西出「西インド奴隷制社会」pp.123~24)。

これを見るかぎりでは、まだプランターと奴隷の間には一種の信頼関係・協力関係が残っていることが推察できる。主人に信用ある奴隷は、休日かなり自由に外出できていたことが伺えるし、協力的な奴隷には、プランテーション経営の協力者として遇してゆこうという姿勢もプランター側にあったと思われる。黒人人口が圧倒的になっていたとはいえ、同じ共同体に住む者同士の、いわば人情がまだ其処はかと残っていたといえよう。

## むすびにかえて — ヴァージニアの人種主義 —

ところでほぼ同時期の1662年、ヴァージニア議会は、極めて苛烈で人種主義的な奴隷法を成立させた。断片的に制定されたとはいえこの奴隷関連法は、子供の身分が母親の身分に従う原則（*partus sequitur Uentrem*）を採用した（西出「ヴァージニア」pp.180～82）のであった。つまりこの法は母親が奴隷であればその子は奴隷であると規定し、人種の区別を鮮明にするものであり、人種の間（混血者）の地位をいっさい否認するものであった。同植民地でも1660代から断片的に奴隷関連立法が成立してゆくが、1691年制定された法には、黒人の子供を生んだ白人女性は、その子供を郡役所に提出し、30年間奴隷として売却すべし（西出「ヴァージニア」p.184、と規定されていて、人種主義は冷酷に堅持されていった。

ところでヴァージニアにおいて包括的な奴隷法（*slave code*）が成立するのは、バルバドスに包括的な奴隷法が成立して45年後の1705年になってからのことである。それも北米英領植民地における最初のものではなかった。南カロライナが、バルバドス奴隷法を基本として作成された英領西インド奴隷法を、16世紀末（1696年）に導入している（西出「ヴァージニア」pp.180～181。本格的には1740年 バーリン pp.124～25）。

確かに1661年のバルバドス奴隷法は、奴隷を奴隷主の財産であると規定してはいた。同時に同法は前文で、ニグロ人奴隷はイギリス法では治めるのに不都合な「異教徒的で野蛮であり、不可解で危険な人種」と規定しており（池本「イギリス西インドの奴隷法」p.83）、極めて人種差別的であった。しかし翌年ヴァージニア議会で成立した奴隷法のように、露骨で明確な人種主義の規定は、バルバドス法には見られない。

ヴァージニアで人種主義の奴隷法ができた理由については、西出氏の注目すべき重要な指摘がある「アメリカの初期設定と人種」pp.54～60「北米黒人奴隷制成立のイデオロギー的諸側面」pp.141～44。しかし英領の中でもなぜヴァージニアだけに人種主義が先行していったという事情に関しては、今回先

行研究で説得ある論述を十分に見出すことはできなかった。両地域は基幹作物も異なるし、すでに見たように白人対黒人の人口比も大きく異なっていた。バルバドスに比べ、奴隷人口の中に女性の占める割合がヴァージニアでは高かったが、あるいはそれも一原因となって、人種立法を早期に採択する必要があったのであろう。タバコ植民地であるヴァージニアでは比較的軽度の労働もあり、女性奴隷の働く場が多かったとも判断され、混血の子供も多く、その社会的位置付けが早期に求められたと考えられる。

それに比べ重労働が主体の砂糖植民地であったバルバドスでは、黒人奴隷の大半が男性であったため、女奴隷やその子供達も少なく、彼らについての社会的位置付けは、緊急を要する問題にはなっていなかったと考えられる。

なお南カロライナ植民地は米を基幹作物としており、不健康な湿地労働を奴隷は強制され、当然奴隷の逃亡は十分予想できたと判断される。しかし同植民地は、1688年バルバドス奴隷法を踏襲した。そして1690年成立の最初の南カロライナ奴隷法にも、やはり特別な人種主義的規定は見当たらない（西出「南カロライナ黒人奴隷制」pp.31～34）。以上の検討からして、今後の課題の一つは、ヴァージニアでなぜ人種主義的奴隷法が制定されてゆくのか、その理由を考察することにあるといえる。

## 参考文献

池本幸三

イギリス領西インドの奴隷制について（『同志社アメリカ研究』No.12 March 1976）

西出敬一

ヴァージニア黒人奴隷制の成立——その史的諸前提を中心に——（『立命館文学』第355・356・357号 1・2・3 1975）

西インド奴隷制社会の成立（上）——バルバドス島「砂糖革命」の分析——（『立命館文学』第408・409号 6・7 1979）

西インド奴隷制社会の成立（下）——バルバドス島「砂糖革命」の分析——（『立命館文学』第410・411号 8・9 1979）

北米黒人奴隷制成立のイデオロギーの諸側面『札幌学院大学人文学会紀要』36（1984年）

- 南カロライナ黒人奴隷制の成立 — カリブ型奴隷制社会としての諸特徴 — (『西洋史学』CXXXIII 1984)
- ジョージア植民地の創設と黒人奴隷制 — ジェームズ・オルソープの実験 — (『札幌学院大学人文学会紀要』第59号 1996年8月)
- ジョージア植民地における奴隷解禁論争 『徳島大学総合科学部人文社会文化研究』第10巻 2003)
- アメリカ史の初期設定と「人種」(川島正樹編『アメリカニズムと「人種」』名古屋大学出版会 2005年)
- ジョージアにおける奴隷制への転換 — 土地付与政策と奴隷制ヘッドライト — (『立命館文学』第597号 2007年2月)
- 森丈夫  
重層的地域としての大西洋 — イギリス北米植民地における「地域の特性」の変容過程 — (『七隈史学』第8号 2007年3月)
- 森田英之  
アメリカ南部の世論と原爆投下 — 原因考察の一試論 — (『西南学院大学国際文化論集』第21巻 第2号 2007年2月)
- 大下尚一, 西川正雄, 服部春彦, 望田幸男編『西洋の歴史—近現代編』(ミネルヴァ書房 1998年)
- 和田光弘  
『紫煙と帝国 — アメリカ南部タバコ植民地の社会と経済 —』(名古屋大学出版会 2000年)
- 池本幸三, 布留川正博, 下山晃共著『近代社会と奴隷制 — 太平洋システムの中で —』(人文書院 2003年)
- 上野堅實『タバコの歴史』(大修館書店 1998年)
- Jack P. Greene, Pursuit of Happiness: The Social Development of Early Modern British Colonies and the Formation of American Culture (Chapel Hill, 1988)
- Franklin W. Knight, The Caribbean: The Genesis of Fragmented Nationalism (Oxford University Press, 1979)
- Ira Berlin, Generations of Captivity: A History of African-American Slaves (Harvard University Press, 2003) (アイラ・バーリン著, 落合明子, 大類久恵, 小原豊志共訳『アメリカの奴隷制度と黒人 — 五世代にわたる捕囚の歴史 —』明石書店 2007年)